

礼文の森から

宗谷森林管理署
礼文森林事務所



高山植物保護にご協力を



礼文島は約8割が国有林となっており、島内外皆様による植生保全へのご協力で、島では色とりどりの花が今日まで引き継がれています。

なお、国有林から樹木や草花、土を盗むと森林法により罰せられ、レブンアツモリソウの場合は「絶滅のおそれがある野生動植物種の種の保存に関する法律（種の保存法）」で国内希少野生動植物に指定されており、より重い罰則に課せられます。

<森林法：罰則>

森林においてその産物を窃取した場合、3年以下の懲役又は30万以下の罰金。※保安林の場合は5年以下の懲役又は50万以下の罰金。

<種の保存法：罰則>

国内希少野生動植物の捕獲、採取、殺傷又は損傷を行った場合は、5年以下の懲役もしくは500万以下の罰金、またはこれら両方を課す。



引き続き、礼文島の貴重な財産が失われてしまわないよう、皆様のご協力をお願いします。



森の作り方を紹介します

林野庁では、森林の持つ機能を十分に発揮できるよう国有林を管理経営しており、礼文島においても造林事業（森づくり）を行っています。

基本的な森の作り方は次の通りです。

- ①地拵（じごしらえ）→②苗木の植付→③下刈り
- ※森の混雑具合によっては除伐・間伐

植付の時期は、主に「春植」か「秋植」の2パターンがあり、樹種や地域の気候等によって適切な選択をします。次回から「礼文の森から」では、それぞれの作業を礼文島の事例も含めて紹介していきます。

